

## 水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会設置要領

### 1 背景及び目的

水質汚濁防止法の改正が平成 25 年 12 月に施行され、環境大臣が放射性物質による水質の汚染に係る常時監視を行うこととされた。これを受けて、公共用水域及び地下水における放射性物質のモニタリング結果について専門的な見地から評価を行う必要がある。

上記のことを背景として、環境省の委託により、所要の検討を行うことを目的として、「水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

### 2 検討事項

- （1）全国的に実施する水環境中の放射性物質環境モニタリング結果の評価
- （2）東日本大震災の被災地における水環境中の放射性物質モニタリング結果の評価
- （3）その他、上記の目的を達成するために必要な事項

### 3 検討会の構成

- （1）検討会に、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- （2）座長は、検討会の議事運営に当たる。
- （3）座長が出席できないときには、座長が指名する委員がその職務を代行する。
- （4）検討会に、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。